明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一三七）　一
○ヤンゴン新専門病院建設計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三八）　二
○マンダレー港開発計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一三九）　二
○パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四〇）　三
○第二次空港保安強化計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一四一）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産八一九～八四〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八四一、八四二）　四
○肥料を登録した件（同八四三）　四
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（同八四四）　四
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業七八）　五
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境四二～五四）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通五九五）　六
○国土交通大臣が講習の実施機関を廃止する件（同五九六、五九七）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛七八～八二）　七
○道路に関する件（東北地方整備局一二四～一二七）　八

〔国会事項〕

法務
公証人任免（法務省）　九

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　金融庁　消費者庁　九

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項
移動受信用地上基幹放送（一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用し、北海道を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について（総務省）　一〇

〔公告〕

官庁
押収物還付関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三〇

告示

○外務省告示第百三十七号

平成三十年三月二十二日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　署名者
日本側　吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣
4　署名者
日本側　吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣
平成三十年四月十日
外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百三十八号

平成三十年三月二十二日にネーピードーで、ヤンゴン新専門病院建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ヤンゴン新専門病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八十六億六千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十七年十二月三十一日
4　署名者
日本側　吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣
平成三十年四月十日
外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第百三十九号

平成三十年三月二十二日にネーピードーで、マンダレー港開発計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マンダレー港開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六十億三千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十六年十二月三十一日
4　署名者
日本側　吉廣朋子在ミャンマー臨時代理大使
ミャンマー側　セッ・アウン計画・財務副大臣
平成三十年四月十日
外務大臣　河野　太郎